

# バーゼル条約、OECD理事会決定及び 欧州連合(EU)の規則の規定について

# バーゼル条約、OECD理事会決定及びEU廃棄物運搬規則について

## バーゼル条約

- 正式名称は「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」。
- 平成元年(1989年)作成、平成4年(1992年)発効。我が国は平成5年(1993年)に批准。
- 締約国は我が国を含め現在180ヶ国及び1機関(EU)。

## OECD理事会決定

- 正式名称は「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」(仮訳)。番号はC(2001)107/FINAL。
- 再生用途の廃棄物のOECD加盟国同士の越境移動が主たる規制。
- 全体的にバーゼル条約よりも手続が簡素化・迅速化。
- 加盟国は我が国を含め現在34ヶ国。

## EU廃棄物運搬規則

- 正式名称は「廃棄物の運搬に関する2006年6月14日の欧州議会・閣僚理事会規則」(仮訳)。番号はRegulation (EC)1013/2006。
- EU加盟国同士の廃棄物の越境移動に対する規制を定めるとともに、それを基礎としてEU域外との間の越境移動についても規制している。各加盟国はこの規則が直接適用されるが、細目は各加盟国が独自に立法。
- 加盟国は現在28ヶ国。

# 規制対象の範囲(「廃棄物」の定義等)

## バーゼル条約の規定

- 「有害廃棄物」及び「他の廃棄物」の越境移動が主たる規制対象。
- 「廃棄物」とは、「処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務づけられている物質又は物体」(第2条1)。(「処分」には、焼却、埋立て等の狭義の処分のほか、リサイクル等の再生も含まれる。)
- 「有害廃棄物」とは、附属書 に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物のうち、附属書 に掲げる有害特性のいずれかを有するもの(後に附属書 及び附属書 で具体化)。各国が独自に追加することも(第1条1)。
- 「他の廃棄物」とは、有害ではないが、附属書 に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物と定義(第1条2)。具体的には家庭から収集される廃棄物等が該当。
- これらの越境移動に際しては、「事前の通告及び同意」手続が必要となる。

## OECD理事会決定の規定

- 「有害廃棄物」を包含する「廃棄物」の再生目的での越境移動が主たる規制対象。
- 「廃棄物」、「有害廃棄物」の定義はバーゼル条約と同様(第 章A)。
- 「有害廃棄物」に該当しうる廃棄物をグリーンリスト及びアンバーリストに分類。後者の越境移動には「事前の通告・同意」手続が必要だが、前者は不要とする(第 章B(2)、C及びD)。

## EU規則等の規定

- 「有害廃棄物」を包含する「廃棄物」の越境移動が主たる規制対象。
- 「廃棄物」及び「有害廃棄物」の定義はバーゼル条約と同様(第2条第1号及び第2号)。
- 廃棄物の 発生地、用途、輸送経路、種類、輸入国での取扱いに応じて、輸出入禁止、「事前の通告及び同意」手続、緩和された手続等を対象に振り分け(第1条、第3条)。
- 輸出国と輸入国との間で、ある物が廃棄物に該当するか否かで合意できない場合には、規則の適用上は廃棄物とみなすと規定(第28条)。

# 規制対象の範囲(混合廃棄物等)

## バーゼル条約の規定

- 特段の規定なし。

## OECD理事会決定の規定

- 2種類以上の廃棄物を意図的又は非意図的に混合した結果生ずる廃棄物を「混合廃棄物」と定義。
- グリーンリスト廃棄物同士の混合物はグリーンリスト廃棄物として扱われ、「事前の通告及び同意の手続」は不要。
- ただし、環境保全上適正なりサイクルが阻害される程度にまで他の物質によって汚染されている場合には、グリーンリスト廃棄物であっても「事前の通告及び同意」手続を要する(第 章C)。
- アンバーリスト廃棄物同士の混合物やグリーンリスト廃棄物とアンバーリスト廃棄物との混合物は、相当量のアンバーリスト廃棄物を含む場合、アンバーリスト廃棄物として扱われ、「事前の通告及び同意の手続」が必要(第 章B(8))。

## EU規則等の規定

- 混合廃棄物の考え方はOECD理事会決定と同様(第3条第1項)。
- なお、EU域内での廃棄物の取扱いを定めた廃棄物枠組指令という別の法令では、有害廃棄物をそれ以外の廃棄物と混合してはならない旨が規定(廃棄物枠組指令第18条)。

# 「事前の通告及び同意」の手續(個別的通告及び包括的通告)

## バーゼル条約の規定

本手續対象物(有害廃棄物及び他の廃棄物)の輸出に先立ち、輸出者又は輸出国は、輸入国及び通過国にその旨を通告(第6条1)。1回限りの輸出に係る「個別的通告」のほか、同一の物理的・化学的特性を有する本手續対象物が同一経路で運搬され同一の処分者において複数回処分される場合には「包括的通告」も可能。後者に係る同意の期間は最長1年(第6条6~8)。

- 輸入国は、通告をした者に対し、無条件同意、条件付き同意、拒否、追加情報要求のいずれかを回答(第6条2)。通過国は受領通知から60日以内に回答(第6条4)。
- 輸出国は、輸入国及び通過国が同意しないときは当該輸出を許可しない(第6条3)。

## OECD理事会決定の規定

- 本手續対象物(アンバーリスト廃棄物)の輸出に先立ち、輸出者又は輸出国は、輸入国及び通過国にその旨を通告(第 章D(2)ケース1(a))。バーゼル条約の規定と同様に「個別的通告」のほかに「包括的通告」の制度が存在(同(m))。
- 輸入国は、不備のない通告を受け取ってから3就業日以内に受領通知を行う(同(c))。
- 受領通知後、全ての関係国(輸出国、輸入国及び通過国)が同意した場合に限って越境移動を行うことができるが、受領通知から30日以内に拒否しなかった国については、同意したものとみなす(黙示の同意)。同意の期間は最長1年(同(d)~(i))。

## EU規則等の規定

本手續対象物(アンバーリスト廃棄物)のEU域内での越境移動に係る「事前の通告及び同意」手續は、OECD理事会決定とほぼ同様に規定(第4条、第7条から第14条まで等)。

- EU域外との越境移動についても、ほぼ同様の手續を適用するが、相手国に応じて、環境上適正な管理の要件など、部分的に例外を規定(第31条、第32条、第34条から第38条まで)。

# 「事前の通告及び同意」の手續(施設に係る事前同意)

## バーゼル条約の規定

- 特段の規定なし。

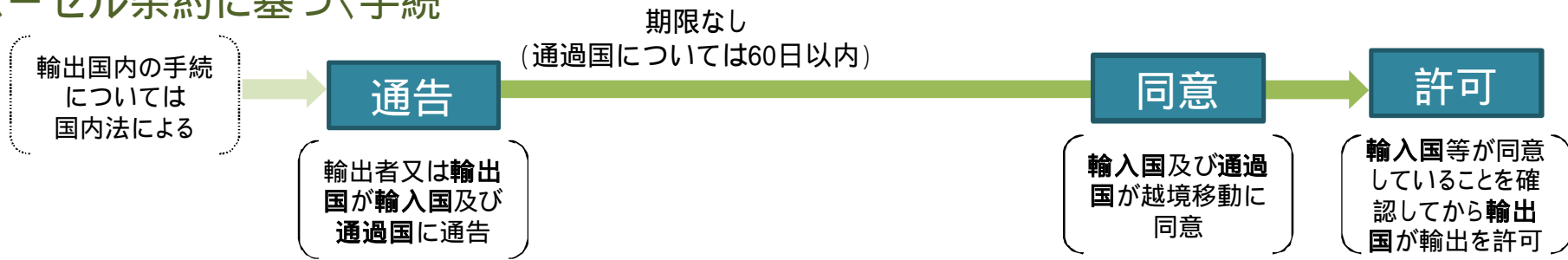
## OECD理事会決定の規定

- 輸入国が国内の特定の再生施設に向けた特定の種類の廃棄物の越境移動について「事前同意」を行っておくことにより、通告手續を迅速化する制度が存在。
- 輸入国による「事前同意」は期限付きで行うことができ、また、いつでも取り消せる。
- 該当する施設への該当する廃棄物の越境移動について事前通告があった場合、輸出国は及び通過国は、輸入国による受領通知から7就業日以内に拒否しなければ同意したものとみなされる(黙示の同意)。
- 個別的通告に係る同意の有効期間は1年以内、包括的通告に係る同意の有効期間は3年以内(第 章D(2)ケース2)。

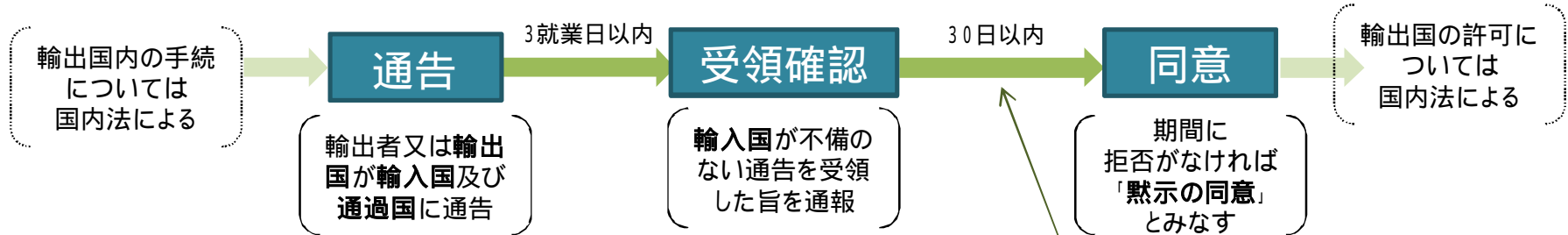
## EU規則等の規定

- EU域内での越境移動については、OECD理事会決定とほぼ同様に規定(第14条)。
- EU域外からの越境移動についても、この施設に係る事前同意の制度が適用(第44条)。すなわち、OECD加盟国との越境移動に限定せず、広くEU域外からの輸入が円滑化されている。

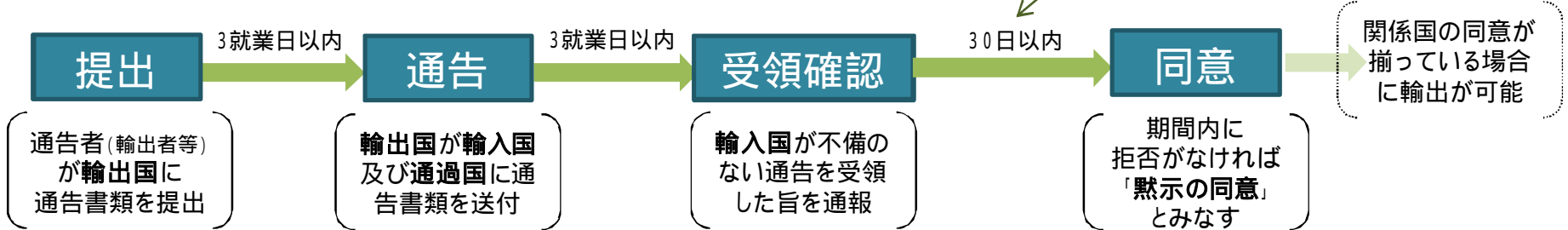
## バーゼル条約に基づく手續



## OECD理事会決定に基づく通告



## EU廃棄物運搬規則に基づく通告



# 同意に当たっての審査事項(「環境上適正な管理」関係)

## バーゼル条約の規定

- 締約国は、輸出される有害廃棄物等が輸入国での環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。そのための技術ガイドラインを締約国会議で定める旨を規定(第4条8)。
- バーゼル条約に基づき締約国会議等で採択された「鉛蓄電池廃棄物」、「金属及び金属化合物」、「POPs廃棄物」等の技術ガイドラインが存在。
  - 締約国は、次のいずれかの場合に限り越境移動が許可されることを確保するため、適切な措置をとる(第4条9)。
    - ・ 輸出国が処分施設・能力を有さない場合
    - ・ 輸入国で原材料として当該有害廃棄物等が必要とされている場合
    - ・ 締約国全体として決定された基準に従って行われる場合

## OECD理事会決定の規定

- 「廃棄物の環境上適正な管理に関する理事会勧告」(C(2004)100/FINAL)において、加盟国が環境上適正な管理(ESM)を行うよう勧告。

## EU規則等の規定

- 運搬、再生及び処分の全期間においてESMが確保されることを要求し、輸出先がOECD加盟国が否かにかかわらず、輸出先の施設がEUの環境法体系の基準と同程度の人の健康及び環境を保護するための基準を有していないなど、ESMが確保されないと判断される場合には輸出を禁止(第49条)。
- ESMの指針として、バーゼル条約に基づき採択された「鉛蓄電池廃棄物」、「金属及び金属化合物」、「POPs廃棄物」等に関する技術ガイドラインを考慮しうるとしている。



# 同意に当たっての審査事項(契約、資力保証等)

## バーゼル条約の規定

- 輸出国は、次の事項を確認するまでは、輸出を許可しない(第6条3)。
- ・ 輸入国の書面による同意を得ていること。
  - ・ 有害廃棄物等が環境上適正に処理されることを明記する輸出者と処分者の間の契約の存在につき、輸入国から確認を得ていること。
- 輸入国又は通過国が義務付けた場合には、越境移動に際して資力保証がなされなければならない(第6条11)。

## OECD理事会決定の規定

- 越境移動に際しては、書面による契約及び資力保証が要件。  
契約は、廃棄物の排出者、廃棄物及び再生施設に係る法的権利を有する者を特定し、契約の全当事者がOECD理事会決定の要件に拘束され、シップバック等が生じた場合の責任の所在を明らかにするもの(第 章D(a))。
- 資力保証は、国際法及び国内法の要件に基づき、越境移動及び再生作業が予定どおりに行えなくなった場合に廃棄物を環境上適正に管理するためとなる資力を輸出者又は輸入者が負担できる旨を保証するもの(第 章D(b))。

## EU規則等の規定

- 契約においては、輸出者、輸入国における荷受者及び再生施設の責任を明らかにするなどの必要(第5条)。輸出者は、通告に際して、しかるべき契約が締結されている旨を宣誓(第4条第4項)。
- 資力保証は、通告者等が 搬送費用、再生又は処分に要する費用、90日分の保管費用を補填しうる旨を保証するものとし、輸出国がこれを承認(第6条)。輸出者は、通告に際して、資力保証そのものを提出し、又は資力保証がなされている旨を宣誓(第4条第5項)。

# 事前の通告に対する拒否

## バーゼル条約の規定

- 「事前の通告及び同意」手続において、通告を受けた輸入国が輸入を拒否することができる規定(第6条2)。
- どのような場合に拒否ができるのかについては、詳細な規定はない。

## OECD理事会決定の規定

- 「事前の通告及び同意」手続において、輸出国も輸入国も一定期間内に越境移動を拒否することが可能(第 章D(2))。
- どのような場合に拒否できるのかについては、各国の国内法に依拠。

## EU規則等の規定

- 「事前の通告及び同意」手続において、輸出国も輸入国も一定期間内に越境移動を拒否することが可能。
- どのような場合に拒否できるのかについては、環境保護に関する国内法の基準が満たせない場合などを限定列挙(第11条及び第12条)。

# 「事前の通告及び同意」手続に違反した者等への罰則

## バーゼル条約の規定

締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める(第4条3)。

- 締約国は、条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる(第4条4)。

## OECD理事会決定の規定

- 特段の規定なし(バーゼル条約に基づき対応)。

## EU規則等の規定

加盟国は、不法取引の予防及び発見に関してどのような国内法を定めているのか、不法取引に対する罰則規定はどうなっているのか、について欧州委員会に通告すると規定(第50条第1項)。したがって、具体的な罰則は各国が独自に定めることとなる。

- 例えばドイツでは、輸出入が禁止されている廃棄物の越境移動を行ったり、全ての関係国からの事前同意が得られていないにもかかわらず越境移動を行ったりした者は、10万ユーロ以下の罰金に処せられると規定。その未遂も同様に罰することができる(ドイツのEU廃棄物運搬規則及びバーゼル条約の連邦担保法第18条)。

# 越境移動の最小化

## バーゼル条約の規定

- 前文において、規制対象物(有害廃棄物及び他の廃棄物)は「環境上適正かつ効率的な処理と両立する限り、これらの廃棄物の発生した国において処分されるべき」と記載(前文第8段落)。
- 締約国は、規制対象物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかなを問わず、「可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすること」(第4条2(b))及び越境移動が「環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われること」(同項(d))を確保。

## OECD理事会決定の規定

- 廃棄物の「環境上適正かつ経済上効率的な再生が加盟国間の廃棄物の越境移動を正当化することができる」と記載(前文第8段落)。
- 一方、「廃棄物の越境移動の減量に関する理事会決定・勧告」(C(90)178/FINAL)においては、有害廃棄物等はなるべく発生国内で処理され、越境移動は最小化されるべきとの考え方が揭示。

## EU規則等の規定

廃棄物処理の分野において、域内で発生した廃棄物は域内で処理するという原則( )が、EU全体としても、また各加盟国としても実現できるようにしていくという方向性が規定(廃棄物枠組指令第16条)。

原文(英語)では”Principles of self-sufficiency”(「自給自足の原則」)。

# 各国が独自に国内法令で「有害廃棄物」として規制する廃棄物

## バーゼル条約の規定

締約国は、各国共通の有害廃棄物(附属書 に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物であって、附属書 に掲げるいずれかの特性を有するもの)以外にも、条約事務局を通じて通報することによって、国内法令により有害であると定義された廃棄物を条約の規制対象たる「有害廃棄物」として扱うことができる(第1条1(b)及び第3条1)。輸入国が「有害廃棄物」として扱っている物を輸出しようとする者は、他の有害廃棄物と同様に、事前の通告及び同意の手続を経なければならない。

- 締約国は、特定の廃棄物の自国への輸入を禁止する場合には、その旨を条約事務局を通じて通報。他国は、通報を受けた廃棄物をその国に輸出することを禁止する(第4条1及び2)。

## OECD理事会決定の規定

- 加盟国は、グリーンリスト廃棄物であっても、人の健康及び環境を保護するため、OECD事務局に通報することによって、国内法及び国際法の原則に従って例外的にアンバーリスト廃棄物と同様に取り扱うことができる(第 章B(4))。
- 輸入国が独自にアンバーリスト廃棄物と同様に取り扱うこととしている物を輸出しようとする者は、他のアンバーリスト廃棄物と同様に、事前の通告及び同意の手続を経なければならない。

## EU規則等の規定

輸入国がバーゼル条約第3条に基づき通報した物(上掲の「バーゼル条約の規定」の第1項目に該当)や同第4条に基づき通報した物(上掲の「バーゼル条約の規定」の第2項目に該当)をその国に輸出することを禁止(第36条第1項(e)及び(f))。

- 輸出国と輸入国との間で、ある物が有害廃棄物に該当するか否かで合意できない場合には、規則の適用上は有害廃棄物とみなすと規定(第28条)。

# シップバックの要件等

## バーゼル条約の規定

契約の条件に基づいて廃棄物の越境移動が完了することができなくなった場合には、輸出国は、原則、90日以内に輸出者が当該廃棄物を引き取ることを確保(第8条)。

- 廃棄物の越境移動に際して事前の通告及び同意の手續等が適正に行われなかった場合、その越境移動は「不法取引」とされ、原則、30日以内に、輸出者側にその責任がある場合には輸出者等が当該廃棄物を自国に引き取るなどの措置を、輸入者側にその責任がある場合には輸入者等が適正に処理するなどの措置を講ずる(第9条)。

## OECD理事会決定の規定

- アンバーリスト廃棄物が不法取引といった理由で処理を完了することができない場合、輸入国は輸出国に通報する。輸入国が輸出国へ当該廃棄物の返還を通報した場合、輸出国は返還を認めなければならない。返還は原則として通報から90日以内(第 章D(3))。

## EU規則等の規定

契約の条件に基づいて廃棄物の越境移動が完了することができなくなった場合には、原則、90日以内に輸出者が当該廃棄物を引き取る(第22条)。

- 不法取引があった場合には、原則、30日以内に、輸出者側にその責任がある場合には輸出者等が当該廃棄物を自国に引き取るなどの措置を、輸入者側にその責任がある場合には輸入者等が適正に処理するなどの措置を講ずる(第24条)。
- これらの措置に要する費用の負担者は規則で細かく規定(第23条及び第25条)。

# 環境負荷低減及び資源有効利用に資する輸出入の円滑化

## バーゼル条約の規定

締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の越境移動に関する協定を締結することが可能(第11条1)。

## OECD理事会決定の規定

- OECD加盟国同士の越境移動については、「事前の通告及び同意」手続が通常の越境移動よりも迅速に行えるように規定(第 章D(2))。
- バーゼル条約においては有害廃棄物に分類されている電子部品、石炭灰といった物を「事前の通告及び同意」手続が不要なグリーンリストに掲載することによって、その越境移動を円滑化(第 章B(2)(a)及び(b))。
- 輸入国が国内の特定の再生施設に向けた特定の種類の廃棄物の越境移動について「事前同意」を行っておくことにより、同意までの期間を7日に短縮し、包括的通告に係る同意の有効期間を3年にまで延長するといった制度も存在(第 章D(2)ケース2、再掲)。

## EU規則等の規定

- OECD理事会決定に準じて、EU域内での越境移動やOECD加盟国との間の越境移動について、「事前の通告及び同意」手続が迅速に行えるように規定(第7条～第10条)。
- OECD理事会決定に準じて、バーゼル条約においては有害廃棄物に分類されている電子部品、石炭灰といった物を「事前の通告及び同意」手続が不要なグリーンリストに掲載することによって、その越境移動を円滑化(第 章B(2)(a)及び(b))。
  - OECD理事会決定に準じて、輸入国が国内の特定の再生施設に向けた特定の種類の廃棄物の越境移動について「事前同意」を行っておくことにより、同意までの期間を7日に短縮し、包括的通告に係る同意の有効期間を3年にまで延長するといった制度も存在(第14条、再掲)。

# 試験研究目的の越境移動

## バーゼル条約の規定

- 特段の規定なし。

## OECD理事会決定の規定

- 加盟国は、廃棄物の物理的・化学的特性を評価し、又は再生作業の適性を判断するための分析試験を行うためのアンバーリスト廃棄物の越境移動について、当該廃棄物が最大25キログラム(実際は個別事例ごとに上限を規定)、適正な梱包及び表示をしている、などの要件を満たした場合には、グリーンリスト廃棄物と同様の手続で越境移動させることを認めることができる(第 章D(c))。

## EU規則等の規定

- OECD理事会決定の要件を満たす越境移動については、事前の通告及び同意を経ずに、移動書類に準じる書類を携帯すれば行うことができる(第3条第4項)。
- ただし、この場合であっても、しかるべき契約が存在することや、関係国が要求した場合には移動書類に準じる書類や契約書の写しを提出しなければならないといった要件が定められている(第18条)。